



テレワーク移住者を支援します

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、ITサービスを活用し、場所にとられない働き方や、地方暮らしに対する関心の高まりがあることから、香取市への移住の促進を目的として、令和3年度に市外から市内へテレワークで転入居住した方へ移住奨励金を支給します。

『香取市テレワーク活用移住者奨励金』の概要

■対象者 次の1から4までのいずれにも該当する方

- 1 テレワークの実施状況を証明できる方
- 2 1年以上、香取市内に居住し、かつ市内に住所を有することについて誓約した方
- 3 香取市内に転入し、住所を有する方（本市から転出した日より1年以内に、本市へ再び転入した方を除きます。）
- 4 香取市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でない方

■支給額 2人以上の世帯の場合 10万円
単身の世帯の場合 5万円

詳しくは香取市ホームページをご参照ください。

http://www.city.katori.lg.jp/government/plan_policy/ijuu_teijuu/20210603syoreikin.html

問い合わせ先

香取市 経営企画部 企画政策課
担当 黒田、堀越
電話 0478 - 50 - 1206
FAX 0478 - 52 - 4566

